

令和7年度事業計画

我が国の経済情勢は、コロナ禍の影響から脱した後、企業収益が過去最高を更新し、設備投資も大幅に増加したことから、企業部門が堅調さを維持しており、基調として緩やかな回復が続いています。しかしながら、家計部門においては、名目賃金の伸びが物価上昇に未だ追いついていないことから、個人消費は力強さを欠いており、景気の回復力は弱い状態が続いています。この中において政府は、デフレーションから完全に脱却し、成長型の経済を実現させるチャンスを迎えているとして、令和6年6月に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」に基づき、安定的な物価上昇の下で賃上げに支えられた消費の増加と企業の投資拡大が持続的な経済成長への好循環をもたらす「成長型の新たな経済ステージ」へと移行させていくことが示されました。

国内の景気は、賃金上昇率の高まりなどを背景に個人消費の緩やかな増加が見込まれ、企業では人手不足対応やデジタル関連などの設備投資の増加傾向が続くことで潜在成長率を上回る成長が続くとされており、更なる成長が期待されます。

自動車については、急速な技術革新が進んでおり、地球温暖化を抑えるため脱炭素や環境に配慮した電動車の普及が進み、少子高齢化社会における交通手段の確保や交通事故の削減を図るため、先進技術を活用して安全運転を支援するシステムや限定した環境下において自動運転を行うシステムが車両に搭載され、最新の電子部品や装置が採用されています。このため、自動車の検査や点検・整備の際にもOBDを活用することが欠かせないことから、自動車の電子化への対応が重要となっています。加えて、継続検査OSS（ワンストップサービス）の更なる利用促進につながる自動車検査証の電子化が導入され、自動車本体だけでなく、自動車の検査・登録や点検・整備制度、事務手続きなどについても急速な電子化への対応が求められています。

このような整備業界を取り巻く環境下にあって、自動車の整備技術の高度化に向けた対応や、一層厳しさが増している少子高齢化の影響で後継者難や若年労働者の採用難への対応も同時に求められ、整備業界は引き続き厳しい状況にあります。

令和7年度事業では、急激に進む自動車の新技術への対応、継続検査OSSの利用促進、OBD検査、自動車検査証の電子化などへの対応等に加え、整備士の人材不足や後継者難への対応を整備事業者の健全な経営の徹底を図りつつ取り組み、将来に向けて業界の持続的な繁栄を目指し、会員サービスの更なる向上並びに整備業界の健全な発展のため、以下の事業を実施します。

1. 「自動車整備技術の向上及び自動車整備事業の運営、改善に関する相談、指導」

継続検査OSSの利用拡大に向け、日整連が運営する電子保適証システム並びに関係団体で使用する共同申請利用システムへの登録及び利用を推進し、円滑な運用について適切に対応するとともに、国の進める「車検手続きのデジタル化」について適切に対応を進めてまいります。

また、継続検査OSS利用事業者には、特定記録等事務代行制度を活用した言わば継続検査ZSSを推進するとともに、令和6年10月に導入されたOBD検査・確認について、適切な運用を進めて参ります。

自動車整備技術の向上と整備事業の運営をサポートする情報提供環境を整備し、国土交通省が策定・公表した職場づくりに向けたガイドラインの周知・活用の推進を通して、魅力ある職場環境づくりの支援を行ってまいります。

また、自動車整備士人材確保イベントを実施するとともに、関係団体が主催するイベントへの参加や職業講話への講師派遣等を通して、自動車整備・自動車整備士の魅力や重要性を積極的にPRし、整備士人材の確保・育成に取り組めます。

会員の電子制御装置整備（特定整備）の追加認証取得を強力に推進し、未認証行為を防止するとともに、追加認証取得や電子制御装置整備に必要なFAINESの加入及び積極的な活用を推進し、自動車特定整備事業者の新規申請・変更届出及び事業場の運営等について、申請書類等の作成指導並びに助言を行い、会員事業場への法令遵守の状況等に関する巡回指導に取り組めます。

さらに、自動車ユーザーからの整備に関する苦情・相談や会員からの整備の問合せ等に対応するとともに、公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センターと連携し暴力団排除や不当要求排除運動に取り組んでまいります。

2. 「必要な講演又は講習の実施」

特定認証制度における「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」や一級小型自動車整備士試験合格率向上に向けた「一級小型自動車整備士の登録学科試験予備講習」を引き続き実施するとともに、労働安全に関する特別教育としての「電気自動車等の整備の業務に関する研修」並びに新技術・新機構に関する研修を実施し、新技術への対応及び整備士人材の育成を推進します。

整備事業関係に関する法令・通達等について、行政庁が行う整備主任者、自動車検査員等の研修に協力し、円滑な実施と内容の充実を図ります。

さらに、業場管理責任者研修等を開催し、関係法令等の情報提供を行い法令遵守及び適正な事業運営を推進します。

また、令和8年度後期より実施される、新自動車整備士資格制度に対応すべく、準備を進めてまいります。

3. 「行政協力」

行政当局の要請の下、支部等が協力して一般道路における「街頭検査」を実施

し、灯火器の点灯等による検査、定期点検整備の啓発、安全運転の呼びかけ等を行う他、交通安全啓発活動に参加・協力し、交通事故及び公害の防止に貢献します。

さらに、「マイカー点検教室」や「青色防犯パトロール実施者研修会における自動車点検講習」等においては、日常点検や故障時の対応について具体的な方法の実技指導並びにアドバイスを実施します。

整備業界における社会貢献活動として、県教育委員会や県警察本部の協力による「こども110番の店」活動の実施、県防犯協会連合会の実施する防犯教室への「こども110番の店」活動ツール品の提供、小学生の「職場見学」、中学生の「職場体験学習」、並びに、高校生及び大学生の「インターンシップ」の受入れの拡大と適切な実施を推進します。

県消防学校が実施する教育訓練において、自動車の構造並びに点検整備に関する学科講習の実施に協力します。

静岡自動車整備人材確保・育成連絡会へ積極的に協力し、中学校における「職業講話」、運輸支局長等との「高等学校訪問」に引き続き協力・支援を行ってまいります。

また、車検予約における無断キャンセルや過剰な空予約の排除を周知・徹底し、円滑かつ効率的な車検予約業務の運営に取り組みます。

加えて、しずおか防犯まちづくり県民会議に事業者団体として参画し、当会の取り組みについて、行政と県民に発信してまいります。

県警察本部との交通事故事件捜査等の協力に関する協定に基づき、ひき逃げ等交通事故事件の解決に向けて情報提供や協力を行ってまいります。

4. 「広報活動」

会報誌「静岡振情報」を編集・発行し、会員事業場への情報提供に努めます。

定期点検整備をより効果的に促進するため、テレビ・ラジオCMを主体にインターネットやポスター、のぼり旗等を活用し、ユーザーへのPR活動を積極的に実施します。

また、点検整備促進マスコット「てんけんくん」の着ぐるみを、各種イベント等に積極的に参加させ、ユーザーの認知度を高めます。

5. 「使用者対策」

自動車ユーザーの信頼を得ることができるよう、整備相談窓口における相談体制の適切な運用を図ります。

自動車の定期的な点検整備の必要性や保守管理意識の高揚を図るため、国が中心となって全国展開する「自動車点検整備推進運動」並びに「不正改造車排除運動」へ積極的に参加するとともに、会員の協力により各地域において、日整連が展開する「自動車点検整備促進全国キャンペーン」（マイカー点検キャンペーン）

の一環として「ふじのくにマイカー点検キャンペーン」やスキャンツールを活用した「マイカー無料点検」等を実施します。

6. 「意見公表・調査研究」

自動車ユーザーに対する点検・整備及び検査制度に対する要望と問題点を取りまとめ、振興会としての意見を行政庁並びに日整連に具申し、また、自動車整備事業に関する関係法令の情報収集を行い、実態に即した適切な運用・改善を要望するとともに、整備事業者等への情報提供に努めます。

また、今後の整備業界の動向を推測すべく各種調査・分析等を実施し、必要に応じて結果を公表します。

7. 「その他事業」

自動車整備士養成の質的向上を図るとともに、自動車整備技能登録試験の公正かつ円滑な実施に努めます。

また、国が主催する自動車整備士技能検定試験に協力し、その円滑な実施に協力します。

外国人自動車整備技能実習評価試験について、評価試験の円滑な実施に努めます。

8. 「総会・理事会・委員会及び共益事業」

定款に定められた目的を達成するため各種会議を開催し、円滑な事業の推進を図ります。

関係行政庁に対する功労者表彰等の具申を行うとともに、静整振会長表彰を実施します。

静岡県自動車整備商工組合との連携を図り、会員の事業経営の適正化に協力します。

自動車関係団体と連携・協力を図るための各種会議、セミナー等に参加します。
また、日整連が推進する共済保険等の普及促進を図ります。

9. 「その他」

一般社団法人として、事業の適正かつ円滑な運営に努めます。

本年度における事業項目の詳細は、別項のとおりです。